

「兵庫県防犯優良マンション認定制度」

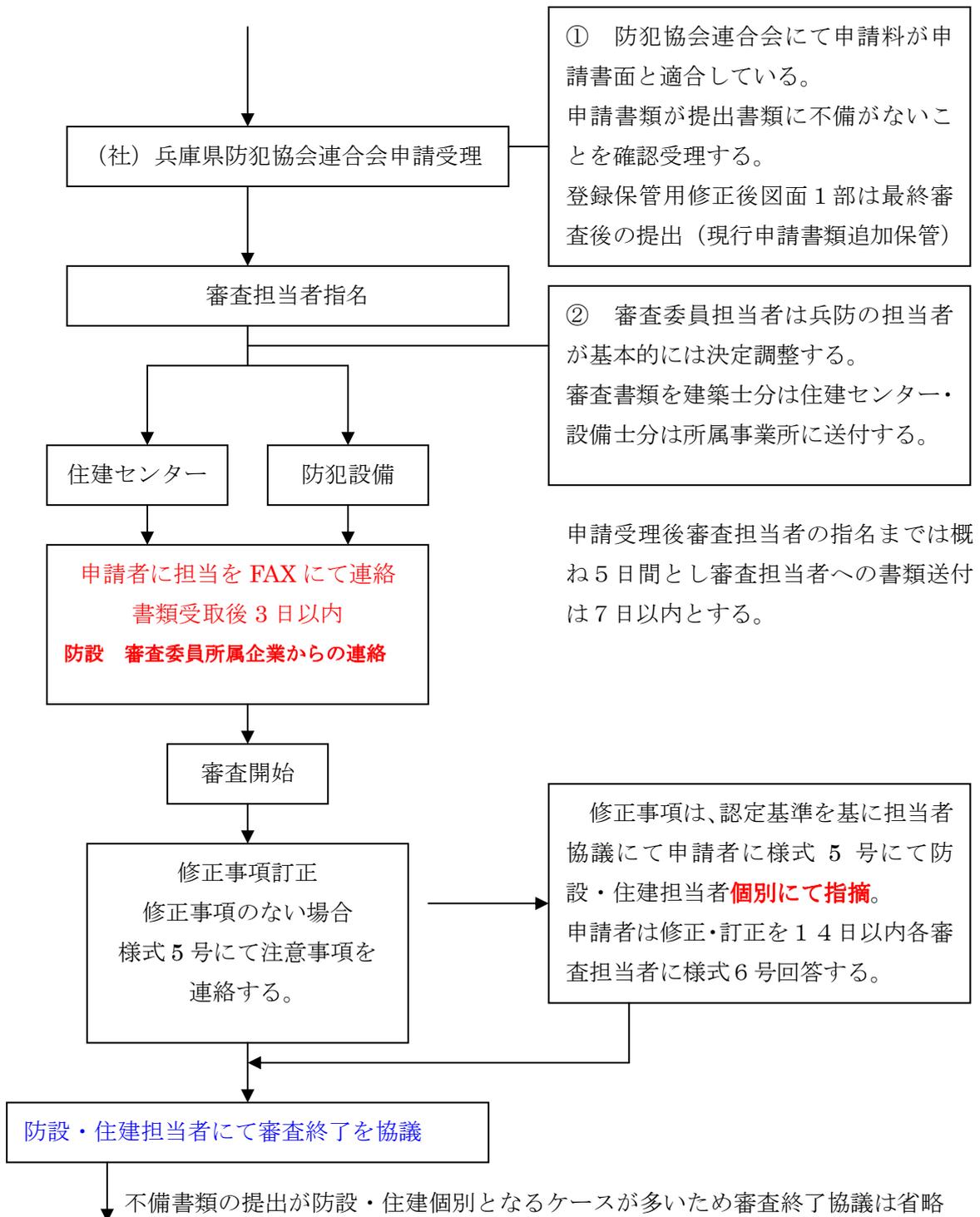
審査の手順

平成 22 年 05 月 26 日
平成 24 年 06 月 26 日改
平成 25 年 03 月 27 日改

資料作成
特定非営利活動法人
兵庫県防犯設備協会 専務理事 島田 清

兵庫県防犯優良マンション認定制度審査手順

申請 申込書類 申請書類正副 3部
登録保管用修正後図面 1部



県防事務局に書類審査終了報告書（様式第7号）
を防設・住建担当者**個別に提出**

県防犯協会連合会より計画適合証の交付
○ 兵庫県防犯協会連合会のホームページに記載・実施団体ホームページにリンク
○ 兵庫県防犯設備協会のホームページにバナー広告募集 平成22年6月より予定

申請者より受付機関に竣工検査希望日連絡
検査機関により調整

審査担当者に連絡 現地審査日決定

現地検査

現地検査で不適合部分の指摘
なし あり

不適合部分の修正
様式第12号にて指摘

建築・設備担当者及び現場担当者
による書類審査指摘部分の修正確認
現場確認により認定基準に合致しない
部分がある場合修正を指摘する。
現地検査の注意点
★ 申請機器と設置機器の同一
申請書類と設置カメラ仕様書にて
確認
★ エレベーターカメラの同一性と画
角について
★ その他のカメラの画角
★ 減光システム等の設計変更の確認

申請者より指摘修正回答 様式第13号にて報告
指摘修正部分は写真にて報告
最終修正後の図面に添付する。
修正後最終登録保管図面として1部提出 修正協議事項も添付

事前に防犯機器変更申請等がなく現地検査の再検査を必要とする場合現地検査再審査料が発生いたします。

注意 現地検査不合格の場合防犯優良マンション現地検査完了報告書（様式14号を提出）にて不合格理由を記載して兵庫県防犯協会・防犯設備協会にご送付下さい。

（再現地検査審査手数料は平成25年3月30,000円と決定）

合格の場合 **防犯優良マンション現地検査完了報告書** (様式 14 号を提出) 兵庫県防犯協会に提出して下さい。

申請者は最終書類の提出手続き
★ 誓約書の提出・管理規約
★ 警備・メンテナンス契約の写し等を提出
登録料納付 (5 万円)

兵庫県優良防犯マンション認定証
認定プレートの交付

県防犯協会連合会に請求書様式
第 2 号により最終請求

兵庫県防犯協会連合会のホームページに記載・実施団体ホームページにリンク
※ 兵庫県警察本部のホームページに記載・リンク

- ① 兵庫県防犯協会連合会事務局 県警本部内にて
受付 月～金 午前 9 時～12 時 午後 1 時～ 4 時までとする。
- ② 審査担当者は基本順番制
- ③ 書類(図面) 審査は建築士(住宅建築総合センター)防犯設備士(所属事業所にて実施する。) 協議連絡には E-mail ・FAX を使用する。
- ④ 建築、設備の担当は計画適合審査完了報告書を県防連事務局に提出する。
(修正・訂正事項のある場合申請者に様式第 5 号にて連絡する。)
注意事項 改善報告は様式 6 様式号

- ⑤ 修正等回答返信先は物件審査委員とする。
申請者より認定基準に合致するよう修正訂正報告回答受理後審査完了報告書を県防連事務局に提出する。
- ⑥ 審査委員会議(県防事務局含む)にて「計画適合証」の認定を決定する。
- ⑦ 「計画適合証発行」と同時に
兵庫県防犯協会連合会のホームページに記載・実施団体ホームページにリンク
バナー広告も募集致します。 設計事務所・デベロッパー・カメラメーカー等
- ⑦ 申請者より受付機関に竣工日連絡後、建築担当と設備担当の日程調整により現場責任者立ち会いにて計画審査指摘部分の修正確認と現地検査の実施
- ⑧ 現場確認により認定基準に合致しない部分がある場合は現場検査報告書(様式 12 号)により指摘し修正改善を求める。
修正改善は写真にて改善報告同時に修正訂正済み保管図面と 1 部と修正協議事項報告書を添付し提出。
注意事項 改善報告は様式 13 号
現地検査時に計画適合時と異なる箇所の有る場合事前に書面にて申請する必要がある。
事前申請がなく現場検査にて発見された場合現場検査のやり直しとなり、費用は申請者負担とする。
- ⑨ 約書提出・登録料納付する。
- ⑩ 兵庫県優良防犯マンション認定証・認定プレートの交付